

確定申告書等作成コーナー

～所得税及び復興特別所得税の申告書作成のための操作の手引き～

青色申告決算書・収支内訳書を作成した後に 確定申告書を作成する手順編



事業所得や不動産所得がある場合で、青色申告決算書又は収支内訳書を「決算書・収支内訳書作成コーナー」で作成した場合の所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成の操作手順を説明します。

1	決算書・収支内訳書作成コーナーから所得税及び復興特別所得税の確定申告書 作成コーナーへ移動して作成開始する場合	----	1
1.1	「印刷した後の作業について」画面	-----	1
1.2	「引継ぎ情報等の確認」画面	-----	2
2	保存した決算書・収支内訳書データを読み込んで作成開始する場合	-----	3
2.1	保存した決算書・収支内訳書データの読込方法	-----	3
2.2	税目選択	-----	5

1 決算書・収支内訳書作成コーナーから所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナーへ移動して作成開始する場合

1.1 「印刷した後の作業について」画面

国稅庁 NATIONAL TAX AGENCY
令和元年年 決算書・収支内訳書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了
作成終了(所得税へ)

マイナンバーカード 青色申告

印刷した後の作業について

入力データの保存 ①

入力データを保存しておくことで、消費税の申告書の作成や来年の決算書等の作成に利用することができます。所得税の確定申告書を作成される方はこちらをご確認ください。

[入力データを保存する](#)

添付書類の提出準備

以下の添付書類を準備してください。

- 貸借対照表

アンケートのお願い

このサイトの改善のため、アンケートにご協力ください。このアンケートは申告書作成後にもお答えいただけます。アンケートの回答は任意です。

[サイト改善のためのアンケートに回答する](#)

申告書の作成 ②

住所、氏名や金額等の情報を引き継いで所得税や消費税の申告書を作成することができます。作成しない方は「終了する」ボタンを押してください。

[所得税の確定申告書を作成する](#) [消費税の確定申告書を作成する](#)

決算書・収支内訳書データは、所得税及び復興特別所得税の確定申告書データと併せてe-Taxへ送信します。

消費税の確定申告書作成前に、必ず入力データの保存を行ってください。保存した入力データを消費税コーナーで読み込むことで、収入金額などの情報を消費税の申告書に引き継ぐことができます。

[前に戻る](#) [終了する](#)

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright©2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

「決算書・収支内訳書作成コーナー」で青色申告決算書又は収支内訳書を作成し、「印刷した後の作業について」と表示された最後の画面から、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー」へ移動し、引き続き所得税及び復興特別所得税の確定申告書を作成することができます。

なお、「決算書・収支内訳書作成コーナー」の操作方法については、「決算書・収支内訳書作成コーナー」の操作の手引きをご覧ください。

- ① 「入力データを保存する」ボタンをクリックし、「決算書・収支内訳書作成コーナー」で作成したデータを保存します。
この画面で一旦作成を中断し、後で所得税の確定申告書を作成される場合には、こちらの画面で保存したデータを使用してください（3ページ「2 保存した決算書・収支内訳書データを読み込んで作成開始する場合」参照。）
なお、引き続き所得税及び復興特別所得税の確定申告書を作成される場合でも、データを保存することをお勧めします。
- ② 「所得税の確定申告書を作成する」ボタンをクリックすると、2ページ「1.2 『引き継ぎ情報等の確認』画面」へ進みます。

1.2 「引継ぎ情報等の確認」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和元年分 決算書・収支内訳書作成コーナー [よくある質問](#) [ご利用ガイド](#)

引継ぎ情報等の確認

決算書・収支内訳書作成コーナーから所得税コーナーへ引き継がれる情報は、下表のとおりです。
内容を確認し、「作成開始」ボタンをクリックしてください。

項目名	金額
① 営業等の収入金額	11,111,111円
営業等の所得金額	10,461,111円
青色申告特別控除額	650,000円

②

[お問い合わせ](#) | [個人情報保護方針](#) | [利用規約](#) | [推奨環境](#) Copyright(c)2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 「決算書・収支内訳書作成コーナー」で作成したデータのうち、所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナーへ引き継ぐことができる項目が表示されていますので、内容を確認します。
- ② 「→作成開始」ボタンをクリックすると、所得税の確定申告書作成コーナーの「申告書の作成をはじめる前に」画面へ進みます。
以降は画面の案内のとおり、入力して進めてください。

2 保存した決算書・収支内訳書データを読み込んで作成開始する場合

2.1 保存した決算書・収支内訳書データの読込方法

決算書又は収支内訳書の作成が完了し、データ（拡張子:. data）を保存している場合、そのデータを使用して所得税の確定申告書の作成を開始することができます。



- ① 「保存データを利用して作成」ボタンをクリックすると、次の「保存データ利用方法の選択」画面が表示されます。



- ② 「作成再開」ボタンをクリックすると、次の「保存データの読込」画面が表示されます。



【本年分の保存データの読込】画面

国税庁
令和元年分 確定申告書等作成コーナー

保存データの読込

作成コーナーで保存したデータを読み込み、作成を再開します

読み込み可能なデータは平成27年分から令和元年分のデータです。
(注) スマートフォン・タブレット端末で作成したデータは読み込みできません。

保存ファイル名 参照...

3

4

5

戻る 保存データ読込

お問い合せ先 個人番号情報保護方針 利用規約 監査要領 Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

【ファイルを選択するダイアログ】
※ダイアログの名称はパソコンの環境により異なります。

保存ファイル名
令和1年分決算書等データ.data 参照...

- ③ 「参照」ボタンをクリックすると、ファイルを選択するダイアログが表示されます。
- ④ 読み込む令和元年分の決算書又は収支内訳書データ（拡張子:.data）を選択し、「開く」ボタンをクリックすると、「保存ファイル名」欄に選択したファイル名が表示されます。
- ⑤ 「保存データ読込」ボタンをクリックすると、5 ページ「2.2 税目選択」へ進みます。

2.2 税目選択

※1 青色申告決算書・収支内訳書の「作成再開」ボタンをクリックすると、作成した決算書又は収支内訳書のデータを訂正・確認することができます。

※2 消費税の確定申告書及び贈与税の申告書の「作成開始」ボタンについては、決算書又は収支内訳書データの作成（又は所得税及び復興特別所得税の確定申告書データの作成）が完了していないと表示されません。
なお、各ボタンをクリックすると、読み込んだデータの住所・氏名等の情報を利用して各申告書の作成を開始することができます。

- ① 所得税の確定申告書の「作成開始」ボタンをクリックすると、次の「過去の年分のデータの確認」画面が表示されます。



【過去の年分のデータの確認】画面

- ② 所得税（及び復興特別所得税）の平成30年分、29年分、28年分又は27年分の所得税（及び復興特別所得税）の確定申告書のデータ（拡張子:.data）がある（かつ読み込む）場合には「はい」をクリックします。
クリック後は「確定申告書データの読込」画面へ進みます。
- ③ 所得税（及び復興特別所得税）の平成30年分、29年分、28年分又は27年分の所得税（及び復興特別所得税）の確定申告書のデータ（拡張子:.data）がない（又はデータはあるが読み込まない）場合には「いいえ」をクリックします。
クリック後は所得税の確定申告書作成コーナーの「申告書の作成をはじめる前に」画面へ進みます。
以降は画面の案内のとおり、入力して進めてください。